



ごあいさつ



司法書士 椎名尚文

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。

今月号のあいわ通信では、当事務所が開業以来、ずっと力を入れて取り組んでいる借金問題を解決する「債務整理」の手続きについてご紹介いたします。ご質問やご相談がございましたら、お気軽にご相談ください。

借金問題解決のための3つの手続について

借金などの支払いが難しくなった場合に、借金問題を解決する手段として、個人再生手続、任意整理手続、破産手続の3つの手続があります。当事務所では、お客様の生活状況に応じて、これらの3つの手続を使い分けて、借金問題を解決していきます。

一般的に、無収入などで返済金の準備が難しい場合は、破産手続を検討せざるを得なく、一定の収入があり毎月の返済金を少しは用意できる場合は任意整理手続や個人再生手続を選択することが多いです。

個人再生や破産は、裁判所が関与する手続のため、法律の定めたルールに従って処理を行う必要がありますし、申立書の作成など、それなりの準備も必要になってきます。これに対し、任意整理は、各債権者と個別に和解交渉をする手続のため、柔軟な処理をすることができます。

当事務所では、個人再生・任意整理・自己破産の3つの手続の特徴を踏まえ、依頼者の生活状況やご希望に合わせた債務整理を提案しております。今月号では、3つの手続を具体的にどのように使い分けをして借金問題を解決しているのか、代表的な事例を紹介いたします。

目次：

ごあいさつ 1

借金問題を解決する3つの手続 2

債務整理後も自宅に住み続けたい 3

借金の原因がすべてギャンブル 4

警備員や生命保険外交員の職 5

分割払いに応じない債権者がいる 6

お客様の声を紹介 7

債務整理後も自宅に住み続けたい

「債務整理の手続をしても、自宅を手放したくない」と相談を受けるケースは多いです。

個人再生の住宅ローン特則（住宅資金特別条項）を利用できれば、住宅ローンは、そのまま支払いを継続して、その他のローンを最大で5分の1まで減額することができるので、自宅に住み続けたままで経済的に立ち直ることができます。

破産の場合だと、全財産をお金に換えることになるので、自宅も当然、処分の対象となってきます。したがって、破産の場合は自宅の保有は認められません。

任意整理でも、自宅を残したいという希望に対応できますが、個人再生の住宅ローン特則を利用できれば、住宅ローン以外の借金を減額してもらうことができるので、その分、住宅ローンの返済に専念できます。

個人再生は、裁判所に提出した再生計画が認可されて、分割の支払いが終了すれば、すべての債務がなくなります。返済期間については、原則3年となりますが、特別な事情がある場合には、5年までの長期分割の支払いが認められます。個人再生のメリットは、自己破産と違い、自宅を手放すことなく債務整理の手続きができることです。

借金の原因がすべてギャンブルである

借金の原因がすべてギャンブルであるなど、破産の申し立てをしても免責不許可となる可能性がある場合、基本的には、任意整理か個人再生の手続を選択することになります。

しかし、依頼者のご事情によっては、無収入などで毎月の返済金を準備できず、任意整理や個人再生の手続を選択できない場合もあります。このような場合は、破産手続を選択することになりますが、免責不許可事由の有無を調査するため、財産の有無にかかわらず破産管財人が選任されるケースが多いです。管財事件では、手続が複雑なため時間がかかることが一般的ですし、最低20万円を裁判所に予納しなければなりません。

当事務所では、免責不許可事由に該当する方の破産手続も、裁量免責が認められるよう、親切・丁寧にお客様をサポートしております。免責不許可事由に該当するから破産できないと言われた方も、一度、ご相談を頂ければと思います。当事務所では、依頼者の方と一緒に、解決案を模索していきます。



警備員や生命保険外交員の職にある

警備員や生命保険外交員など、破産者であることが欠格事由となっている職業があります。このような職業についている場合、破産をしてしまうと退職を余儀なくされてしまいます。破産手続きをとることで、職を失ってしまつては元も子もありません。したがって、依頼者の職業によっては、破産と異なり欠格事由が問題とならない任意整理や個人再生の手続きを選択することになります。

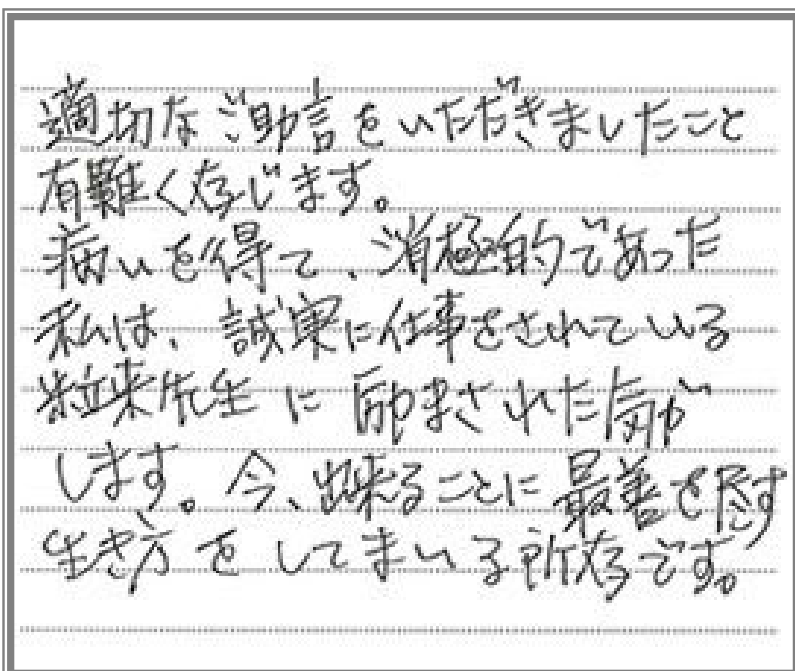
債務の分割支払いに応じようとしない債権者がいる

任意整理の場合、各債権者と債務の支払い方法について、個別に和解交渉をしていきます。しかし、債権者の中には「一括弁済でなければ和解に応じない」「将来発生する利息や遅延損害金のカットには応じられない」と頑なに主張し、提案する整理案に同意しない債権者も存在します。和解交渉がまとまらなければ、任意整理で借金問題を解決できませんので、この場合は、個人再生か破産の手続きを選択することになります。

個人再生では、再生計画案に同意しない債権者の割合が債権額の2分の1以下に収まっていれば、たとえ債務整理をすることに反対の債権者がいても手続きを進めることができます。また、給与所得者等再生の手続きをとれば、そもそも債権者の同意は再生計画案の認可の要件となっていないので、債務整理に反対する債権者がいても問題になりません。

なお、破産の場合は、債権者の同意を得る必要はありませんので、債務整理に反対する債権者がいても手続きを進めることができます。

お客様の声を紹介します。



【債務整理のご相談】

債務整理のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp



あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。

ホームページもご覧
ください

<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ

司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま

司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる司法書士

つぶらい ゆうすけ

司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法書士